

非核三原則の堅持等に関する意見書（案）

核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」との非核三原則は、唯一の戦争被爆国として原爆の惨状を知る日本にとって、平和国家の道を歩み続ける姿勢を国内外に示す礎である。

昭和42年、当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46年の衆議院本会議にて「非核三原則を遵守する」との決議がなされて以来、歴代政権もこれを堅持し、貫かれてきた国是である。

国際情勢が混沌とし、東アジアの緊張が高まっているが、その対応として日本が核共有へ政策転換を行うようなことがあっては断じてならない。

ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会は、昨年11月、「被爆者は、日本に核が持ち込まれ、核戦争の基地になることも核攻撃の標的になることも許すことができません」との声明を発表している。

広島・長崎の被爆者の方々が命懸けで核兵器の悲惨さを訴え、核兵器のない世界の実現に向けて行動されてきた思いを形にすることこそ国の責務である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、非核三原則を堅持するとともに、国際社会にあって、戦争被爆国として核廃絶に向けた中心的役割を果たすよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月 日

東京都議会議長 増子博樹

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
防衛大臣

} 宛て